

## QA20 避難区域への立入りや車での交通によって、放射性物質が他の地域に拡散するのではないですか

警戒区域内を通過した自動車のスクリーニングや国道6号等の通過に伴う車両への放射性物質による影響に関する調査からも、自動車が警戒区域を通り、退出する際に放射性物質を拡散する程度は、警戒区域への一時立入りに伴うスクリーニングの基準よりも十分低い値であるという結果が得られています。

線量の特に高い帰還困難区域では、放射性物質の拡散を防ぐなどの観点から、区域境界にバリケードを設置し、区域への立入りを制限しています。また、区域からの退出に際しては、スクリーニングを確実に実施することとしています。

### 国道6号等の走行に伴う放射性物質の付着に関する調査(JNES)

#### (調査結果概要)

##### (実験1)

平成24年3月1日(晴天)に国道6号14kmの区間を4往復(合計56km)走行した場合の車両への放射性物質の付着状況等は、左後方タイヤハウスにおける415cpm(0.04マイクロシーベルト/時程度)が最大であった。

不織布による拭き取りの結果は、タイヤハウスにおける平均値で2ベクレル/cm<sup>2</sup>(470cpm相当)が最大であった。

※cpmは1分間あたりに放出される放射線が計測される回数の割合

##### (実験2)

3月2日(曇/午後から雨天)に国道6号14kmの区間2往復及び国道114号等(合計94km)を走行した場合の放射性物質の付着状況等は、右後方タイヤハウスにおける493cpm(0.15マイクロシーベルト/時程度)が最大であった。

不織布による拭き取りの結果は、タイヤハウスにおける平均値で0.5ベクレル/cm<sup>2</sup>(120cpm相当)が最大であった。

汚染レベルは警戒区域退出時のスクリーニング基準を十分に下回る。

#### (調査区間)



※：原子力規制委員会「警戒区域内の国道6号等の通過に伴う車両への放射性物質による影響及び運転手の被ばく評価に関する調査報告書」

<http://www.nsr.go.jp/archive/jnes/content/000122709.pdf>

出典：復興庁「避難住民説明会等でよく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：2012年12月25日

本資料への収録日：2013年1月16日